

令和4年9月30日招集

第28回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第28回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和4年9月30日午前9時30分から下記議案審議のため第28回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第87号議案 農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第88号議案 農地法第5条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第89号議案 農用地利用配分計画に対する意見決定について
- 第90号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君		3番 長谷川正典 君
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	
	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

2番 西村修市 君	9番 近藤サチ子 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君		

本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

下条1番 井上長治 君	須田1番 高橋正明 君
-------------	-------------

○ 本日の会議に説明のため出席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君	次長 美原 暁君
------------	----------

議長(永井尚文君)	(開会時刻:午前9時30分) おはようございます。 本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 みなさまの、農作業の進み具合はいかがでしょう。 それでは議事に入ります。 報告いたします。 本日欠席の通告がありました農業委員は、2番 西村修市君、9番 近藤サチ子君、12番 笠間栄一君、13番 梅田守康君であります。 ただ今の出席農業委員数は、15名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第28回定例総会を開会いたします。 なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、下条 1番 井上長治君、須田 1番 高橋正明君であります。 議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようでございますので、1番 小池俊木君、3番 長谷川正典君を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。
議長(永井尚文君)	それでは議案の審議に入ります。 採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。 最初に、第87号議案 「農地法第4条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。 それでは、事務局の説明をお願いいたします。
事務局(大竹久範君)	はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の1ページをお願いします。 【議案第87号朗読後、説明】 番号1は、申請人が生計を安定させることを目的に、申請地に共同住宅を建築するため許可申請が行われたものです。 配布してある第87号議案・第88号議案関係資料「農地転用関係申請位置図」の1ページをご覧ください。 申請地は、千刈地内を縦走する市道を田上町との境界から南に向かい、メートル程進んだ位置に所在しています。2ページの案内図をご覧ください。図面上に斜線で表示した部分が申請地です。申請地の周辺には商工業施設及び住宅が所在しています。3ページの申請地の更正図をご覧ください。斜線で表示している部分が申請地です。西側が市道と面しており、申請地の出入口となります。周囲は宅地や道路により囲まれており、申請地の北側には申請人所有の

共同住宅が所在しています。4ページをご覧ください。土地の利用計画図です。計画では申請地に共同住宅2棟、16世帯分、合計建築面積472.6平方メートルの建築と駐車場29台分の整備が予定されています。資料5ページと6ページが建築予定の共同住宅の各棟の平面図となっています。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画で準工業地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され、転用可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると融資で対応する計画となっており、金融機関が発行した融資予定証明書で事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定日以降から間を置かずに工事期間が設定されており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については申請地の面積と建築する共同住宅の建築面積を一般住宅の審査基準に照らしてみると、転用面積が審査基準の範囲となっており、駐車場の台数を合わせて考慮した場合は、更に過剰な転用面積ではないと考えられることから妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の南東側のはす向かいに水田が所在していますが、水路によって区分されており、耕作に支障が生じていないこと及び、事業実施に伴い接続する下水道と排水路の所在が現地調査で確認されていますので、事業実施による周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。事務局。

事務局(美原 暁君)

事務局 美原です。

9月21日に近藤委員と笠間委員と現地の調査を行なってまいりましたので、その内容をご報告いたします。

申請地は、稲の刈り取りが終わった状態の田でした。申請地の西側に面する市道に、雨水の排水先となる排水管及び汚水の放流先となる下水道の所在を確認しました。南東側のはす向かいに田が隣接していましたが、申請地の東側に面する水路によって区分されており、事業実施後も耕作に支障が生じない位置であると判断できました。また、申請地の水路に面する部分には、土留めの設置や防草用のコンクリートの施工が予定されており、申請地の位置及び現況から見て、適正に事業が行われた場合は、転用事業による周辺農地等への支障

議長(永井尚文君)

は生じないものと考えられました。以上の調査内容から当該案件は、許可相当と判断されました。

報告は以上です。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

(しばらく声なし。)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。

本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。

次に、第 88 号議案

「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。

事務局(大竹久範君)

事務局の説明をお願いいたします。

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の 2 ページをお願いいたします。

【議案第 88 号朗読後、説明】

番号1の申請地は、貸主が夫から令和1年5月に相続したものです。その時点で貸主の住宅敷地と共に貸主が代表を務める法人の事業用の建物の敷地として利用されており、現在に至っています。このたび、法人の代表者を変更するにあたり事業譲渡の手続きを進める中で申請地の地目が農地のままであり、違反転用の状態となっていることが認識されたことから、不適正な状況を是正した上で、これまでどおり申請人双方で貸借し事業に供するため、許可申請が行われたものです。

配布資料「農地転用関係申請位置図」の7ページをご覧ください。

申請地は、後須田第4地区の住宅敷地が連坦している地域に所在しており、後須田の駐在所から北東に約 〇〇メートルの位置に所在しています。8ページの案内図をご覧ください。斜線で表示した部分が申請地です。隣接する宅地と同一区画になっており、申請地の周囲は住宅が建ち並んでいます。9ページの更正図をご覧ください。図面上に斜線で表示した部分が申請地です。申請地は、点線で囲んである宅地と一体的な敷地として利用されています。資料 10 ページは申請地周辺の更正図となります。地区外と表示され、点線で表示している部分に資料 9 ページの申請地等が当てはまる形となります。資料 11 ページの利用図をご覧ください。図面上で南東側の破線で囲んである部分が、申請地の位置となります。現在、申請地は貸主の宅地2筆と合わせて 1,352 平方メートルの一体的な敷地として利用され、北西側は県道、東側は市道にそれぞれ面しています。敷地内には、建築面積 246.53 平方メートルの住宅兼事務所をはじめ、工場等5棟の建物が利用図の配置のとおり建築されています。資料 12 ページは建築されている建物の平面図となります。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立

地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画で第一種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され、転用可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

既に事業実施済みであることから「転用を行うための申請人の資力及び信用」については適当、また、「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については確実と判断されます。

「計画面積の妥当性」については、住宅や事業用施設の建築面積やその配置から見て、過剰な転用面積ではなく、妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の南側に樹園地が所在していますが、土留めやアルミ塀の設置により区分されており現状で耕作に支障が生じている様子が無いこと、また、既存の浄化槽等の被害防止施設の設置により、現状で周辺地等の利用に支障が生じていないことが現地調査で確認されていることから、今後も支障は生じないと判断できます。なお、申請地を事業区域とする白根郷土地改良区から、転用事業の実施について差し支えないと意見書が提出されています。

以上によりまして、この案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

なお、申請に際して、申請人から長期に渡り違反転用の状態になっていたことを謝罪し、今後は農地法を遵守する旨の内容が記載された始末書が添付されております。

続きまして、番号2の申請について説明いたします。

番号2の申請人は親子です。申請地には借主である子の車庫が所在しています。このたび隣接する住宅を改築するため、敷地等を調べたところ申請地の地目が農地のままであり、違反転用の状態となっていることが認識されたことから、不適正な状況を是正した上で、これまでどおり使用するため許可申請が行われたものです。

配布資料の 13 ページをご覧ください。申請地は下鶴森地区の住宅が連坦した地域に所在しており、下鶴森の集会場から南に約 ■■■メートルの位置にあります。資料 14 ページの案内図をご覧ください。斜線で表示した部分が申請地です。申請地の北側に、一部が一体利用されている貸主の宅地が隣接しています。資料 15 ページの申請地付近の更正図をご覧ください。図面上に斜線で表示している部分が申請地です。申請地の北側に点線で囲んである土地が、一体利用されている宅地の一部となります。資料 16 ページの利用図をご覧ください。現在、申請地は一体利用地と合わせて 105.33 平方メートルの敷地として利用されており、建築面積 67.9 平方メートルの車庫が建築されています。図面の右側に表示されているのが、建築されている車庫の平図面等となります。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、宅地化の状況が住宅もしくは事業の用に供する施設が連坦している程度に発達している区域に近接する区域内に

あることから、第2種農地と判断されます。第2種農地は、申請に係る農地に代えて周囲の他の土地を供することにより、事業の目的達成ができると認められる場合は、原則転用不許可となりますが、この申請案件は集落に接続して設置される居住する者の日常生活に必要な施設に供する事業であり、周辺に当該事業に利用できる土地が無く、申請地以外ではその用をなさないことから例外的に許可可能であると考えられます。

次に「一般基準」について、確認します。

既に事業実施済みであることから「転用を行うための申請人の資力及び信用」については適当、また、「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については確実と判断されます。

「計画面積の妥当性」については、転用面積と所在する車庫の建築面積及び利用図の配置からみて、過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、現状で雨水の排水処理が適正に行われており、周囲に土砂等の流出が認められないこと及び、申請地の西側に隣接している貸主の畑や東側に道路を挟んで所在する樹園地の耕作に支障が生じていないことが現地調査で確認されたことから、今後も周辺農地等への支障は生じないものと判断できます。

以上によりまして、当該案件は、転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

なお、申請には、今までの経緯及び図らずも違反転用となっていた事を謝罪し、今後は農地法を遵守する内容が記載された始末書が添付されております。

続きまして、番号3の申請についてご説明申し上げます。

番号3は、譲受人が申請地を買い受け、需要が見込める宅地の造成及び販売を行い、事業を拡大するための転用許可申請です。

資料の 17 ページをご覧ください。

申請地は、市役所の西側に面する市道を、市役所から南西に ■メートル程進んだ位置にある交差点に面して所在しています。資料 18 ページの案内図をご覧ください。斜線で表示した部分が申請地の位置です。申請地の周辺は住宅街となっており、周囲を道路や宅地によって囲まれて所在しています。資料 19 ページの申請地付近の更正図をご覧ください。図面上で斜線が引かれている部分が申請地となります。北西側に市道を隔てて譲渡人の田が所在しています。資料 20 ページが利用計画図となりますのでご覧ください。計画では、幅員6メートルの道路を中央に配置し、1区画約 168 平方メートルの宅地8区画を造成する計画となっています。

この申請の内容を農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画で第一種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され、転用可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると自己資金で対応する計画となっており、金融機関が発行した譲受人名義の口座の残高証明で事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、分譲宅地と同時に整備する道路に敷設する下水道の工事期間と調整を図った工事期間が設定されていることから、確実であると判断できます。なお、許可基準では、土地の造成のみを目的とする転用は、最終的な土地利用の形態とならないことから、申請地を申請に係る用途に供する確実性がないと判断され許可は認められておりませんが、都市計画の用途指定がされている地域における造成のみの転用は例外的に認められています。この案件は、用途地域内での造成事業で例外規定に該当することから、許可可能です。

「計画面積の妥当性」については、造成する宅地の1区画当たりの面積から見て、一般住宅の建築敷地として妥当であると判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の北西側に市道を挟んで譲渡人の田が所在していますが、市道により申請地とは区分されており、計画されている転用事業の内容から見て、当該農地の営農に支障が生じる恐れは無いと判断されます。また、事業実施に当たり生活排水は下水道へ、雨水は隣接する既存排水路にそれぞれ接続し処理することになっていることから周辺地等への支障はないと判断されます。なお、申請地を事業区域とする加茂郷土地改良区から、転用事業の実施について差し支えないと意見書が提出されています。

以上によりまして、この案件は転用許可基準をすべて満たすものと考えられます。

続きまして、番号4の申請についてご説明申し上げます。

番号4の賃借人は事業の拡大に対応するため倉庫の建築を予定し、申請地の貸借について所有者と協議して合意に至ったため、このたびの転用許可申請が行われたものです。

配布資料の21ページをご覧ください。申請地は、市役所から南西約 メートルに位置する新栄町地内の住宅街の中に所在しています。資料22ページの案内図をご覧ください。斜線で表示した部分が申請地です。申請地の周辺は住宅街となっており、周囲を道路や宅地によって囲まれて所在しています。資料23ページの申請地の更正図をご覧ください。図面上に斜線で表示した部分が申請地となります。資料24ページをご覧ください。建築する倉庫の配置を示した利用計画図となっています。計画では建築面積53.74平方メートルの倉庫の建築を予定しています。資料25ページは建築する倉庫の平面図及び立面図となっています。

この案件について、農地転用に関する許可基準に照らして確認しますと、「立地基準」における「申請地の農地区分」は、都市計画で第一種住居地域の用途指定がされた地域に所在する農地であることから、第3種農地と判断され、転用

可能であります。

次に「一般基準」について、確認します。

「転用を行うための申請人の資力及び信用」については、許可申請書に添付された「資金計画申出書」の記載によると自己資金で対応する計画となっており、金融機関が発行した借主名義の口座の残高証明で事業費が確保されていることが確認できましたので、事業実施可能であり適当と判断されます。

「申請に係る用途へ遅滞なく供することの確実性」については、許可予定月から工事期間を設定しており、許可後すぐに着工する見込みであることが確認できることから、確実であると判断できます。

「計画面積の妥当性」については、転用面積と所在する物置の建築面積及び利用図の配置からみて、過剰な転用面積ではないと考えられ、妥当と判断できます。

「周辺農地等に係る営農条件への支障の有無」については、申請地の周囲に農地等がないこと、事業実施に伴い接続する排水路の所在が現地調査で確認されていることから、事業実施による周辺地等への支障は生じないものと判断できます。

以上により、この案件は転用許可基準をすべて満たしていると考えられます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。事務局。

事務局(美原 暁君)

はい。事務局 美原です。

調査していただいた委員に代わりまして、調査の内容をご報告いたします。

番号1の申請地は、隣接する宅地とひと区画の敷地となっており、申請の内容のとおり貸主の住宅や借主の事業で用いている整備工場、板金工場及び倉庫等が所在していました。申請地の南側に樹園地が隣接していましたが、土留めや塀により区分されており、耕作に支障は生じていないと判断できました。また、敷地からの汚水や雨水は適正に処理されていることを確認しました。以上の調査内容から、現状で周辺農地等に支障が生じていないことが確認できたことから、許可相当と判断されました。

次に番号2の申請地について報告します。

申請地は申請人の住宅敷地の南側に隣接しており、申請の内容のとおり車庫の敷地となっていました。雨水は、申請地に面する市道の水路への放流や自然流下により適正に処理されていました。申請地の西側に、貸主が所有する畑が隣接しており、梅や野菜が栽培されていました。申請地から周辺地への土砂等の流出は生じておらず、畑の耕作に支障は生じていないと判断できました。申請地の東側にも市道を挟んで樹園地が所在していましたが、市道により区分されているため、耕作に支障は生じていないと判断できました。以上の調査内容から、現状で周辺地農地等に支障が生じていないことが確認できましたので、許可相当と判断されました。

	次に番号3の申請地について報告します。
	申請地は現在休耕の畑となっていました。除草等の管理が行われている状態でした。申請地の周辺は住宅街となっており、申請地は周囲を道路や宅地によって囲まれていました。申請地に面する南西側の市道に、雨水の排水先となる排水路及び汚水の放流先となる下水道の所在を確認しました。現況で周辺地への土砂等の流出は生じておらず、周辺の宅地化の状況や申請地の位置から見て、転用事業の実施による周辺農地等への支障は生じないものと考えられ、許可相当と判断されました。
	次に番号4の申請地について報告します。
	4番の申請地は、3番の申請地から南東に 〇メートル程の位置に所在していました。周囲は住宅街で、農地及び農業用施設は所在しておらず、申請地は道路や宅地によって囲まれていました。申請地内の隅に柿の木、シュロの木が植栽されていましたが、大分部は更地となっており、除草管理が行われている状態となっていました。現況で周辺地への土砂等の流出は生じていませんでした。隣接する道路に、雨水の放流先となる排水路の所在を確認しました。申請地の位置及び周辺の宅地化の状況からみて、適正に転用事業が行われた場合は、事業の実施による周辺地への支障は生じないものと考えられ、許可相当と判断されました。
議長(永井尚文君)	報告は以上です。
	事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。
議長(永井尚文君)	(しばらく声なし。)
	ないようですので、農業委員による採決をいたします。
	本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
議長(永井尚文君)	(全員の挙手あり)
	挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。
	次に、第 89 号議案
	「農用地利用配分計画に対する意見決定について」を上程いたします。
事務局(大竹久範君)	事務局の説明をお願いいたします。
	はい、事務局長 大竹です。
	それでは、議案の4ページをお願いいたします。
	【議案第 89 号朗読後、説明】
	この案件は、農地中間管理機構から事務委託を受けた加茂市が作成した計画案の内容について市長の求めに応じて、意見を提出するものです。
	加茂市で作成した計画案は、別冊の「農用地利用配分計画(案)」の各筆明細のとおりです。
	内容については、配付資料の第 89 号議案関係 参考資料1の集計表により説明します。
	それでは、資料をご覧ください。
	(参考資料1による説明)

	今回の利用権移転関係については、農地が所在する地域で営農する農業者へ、従前の賃借人から利用権を移転するものです。 なお、この計画案で定めた契約内容は、農地中間管理機構が予め受け手として登録した農業者に貸し付けられることから、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るものとなっていると判断できます。 説明は以上でございます。
議長(永井尚文君)	事務局の説明が終わりました。 これに対してご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく声なし。)
議長(永井尚文君)	ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案については、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異義ないものと認めるとして、市長に意見を提出することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
議長(永井尚文君)	挙手、全員でありますので、本議案は農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から異義ないものと認めるとして市長に意見を提出することに決定いたしました。 次に、第 90 号議案 「相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認書の提出について」を上程いたします。
事務局(大竹久範君)	事務局の説明をお願いいたします。 はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の5ページをお願いいたします。 【議案第 90 号朗読後、説明】 相続税は相続人が財産を相続した時点で課税されますが、農業を営んでいた、又は特定貸付けを行っていた被相続人から農地等を相続や遺贈によって取得し、相続人が農業を継続、又は特定貸付けを行う場合には、一定の要件の下にその取得した農地等の価額のうち農業投資価格による価額を超える部分に対応する相続税額は、その納税が猶予されます。さらに、平成 21 年 12 月 14 日以前に発生した相続にかかる農地については、相続してから相続人自らが耕作し、相続税の申告期限から 20 年が経過した時点で相続税が免除されるという制度となっています。この納税猶予の適用を受けた農地を特例農地と呼んでいます。 このたび、税務署より相続税の納税猶予の適用を受け、申告期限から 20 年経過する者の特例農地について、耕作の状況を確認するための調査依頼がありました。今回依頼は3名の農業相続人に係る特例農地です。この依頼に基づきまして、農地部会の委員2名と事務局で特例農地の利用状況について調査を行ったところです。 調査を行った特例農地の場所については、配布してある第 90 号議案関係資料「農地等(相続税納税猶予特例農地等)の現地確認位置図」でご確認いただ

きたいと思います。資料の1ページから3ページの図面に黒塗りしてある部分が特例農地位置となっております。図面内に表示してある凡例で示した枠線ごとに、農業相続人の区分をしています。今回税務署へ報告するすべての特例農地の面積、台帳地目及び所有者は、法務局の登記簿の内容により確認しています。

調査の結果、ほとんどの特例農地が耕作されている状態で、一部休耕になっている農地もありましたが、いつでも耕作再開できる状態になっており、それらについては納税猶予期限の確定事由には該当しないことになっているため、税務署へは議案のとおり農地として利用していると回答したいと存じます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。4番 坂内委員

4番(坂内長市君)

4番 坂内です。

去る9月15日に近藤委員と事務局とで、特例農地の利用状況を調査してまいりましたので、その内容を報告いたします。

それでは、配布されている資料、第90号議案関係 参考資料「相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表」をご覧ください。

調査表に表示された番号1から3の農業相続人の特例農地 60筆について、現地調査を行ってまいりました。

番号1の農業相続人の特例農地のうち資料2ページ目の大郷町二丁目に所在する農地は、一部が休耕となっていました但除草等の管理が行われており、耕作可能な状態となっていましたので「自ら所有し、自ら農地として使用している」と判断しました。その他に所在の農地は田で、稲の栽培又は刈り取りを確認することができましたので「自ら所有し、自ら農地として使用している」と判断しました。

続いて資料3ページの番号2の農業相続人の特例農地です。

大字加茂字千代橋及び字大塚に所在する農地は畑で、字千代橋の一部で野菜が作付けされていた他は休耕となっていました但、除草され管理されていることが確認できましたので「自ら所有し、自ら農地として使用している」と判断しました。大字五反田に所在の農地は田で、稲の刈り取りを確認することができましたので「自ら所有し、自ら農地として使用している」と判断しました。

続いて資料4ページからの番号3の農業相続人の特例農地です。

番号3の農業相続人の農地はすべて田で、稲の栽培又は刈り取りを確認できたことから、「自ら所有し、自ら農地として使用している」と判断しました。

以上の調査の結果により、税務署への回答には、すべての農業相続人の特例農地を「自ら所有し、自ら農地として使用している。」として報告することが適当であると判断したことを報告いたします。

以上です。

議長(永井尚文君)

はい、ありがとうございました。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。

議長(永井尚文君)	これに対してご質問、ご意見はございませんか。 (しばらく声なし。) ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表のとおり、三条税務署長に提出することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり)
議長(永井尚文君)	挙手、全員でありますので、相続税の納税猶予に係る特例農地の利用状況確認調査表のとおり、三条税務署長に提出することに決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前 10 時 30 分)
議長(永井尚文君)	これより、報告案件をお願いいたします。
事務局(大竹久範君)	事務局の説明をお願いします。
事務局(大竹久範君)	はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の 8 ページをお願いします。 【報告第 1 号朗読】 番号 1 は農地の一部を分耕し賃借人が借り受けていたものですが、賃借人が高齢となり耕作が困難となったことから両者の合意により解約されたものです。 9 ページをお願いします。 【報告第 2 号朗読】 番号 1、2 は隣接して所在しており、水利の条件が悪く管理が大変なため、休耕となっていました。この度近隣の水路の改修により発生する土砂により埋め立てを行い畑に替えて管理を行いやすくするために届出されたものです。 続きまして、10 ページをお願いいたします。 【報告第 3 号朗読】 報告は以上です。
議長(永井尚文君)	事務局の説明が終わりました。
議長(永井尚文君)	報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
議長(永井尚文君)	(しばらく声なし)
議長(永井尚文君)	ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
議長(永井尚文君)	次に、事務報告をお願いいたします。 令和 4 年 8 月 30 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。 (事務報告)
議長(永井尚文君)	【議案 12 ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】
議長(永井尚文君)	以上で事務報告が終わりました。
議長(永井尚文君)	報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。
議長(永井尚文君)	(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

それでは、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。
これにて、加茂市農業委員会第 28 回定期総会を終了いたします。
(閉会時刻:午前 10 時 39 分閉会)

令和4年 9 月 30 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

1 番 委 員

.....

3 番 委 員

.....